

# 高畠町農業委員会第24回総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月25日(水)午後1時30分から

2. 開催場所 高畠町役場 第1委員会室

3. 出席委員(11名)

会長	1番	山口令和	委員				
	2番	宇佐美	仁	委員	3番	山田文則	委員
	5番	黒田雅幸	委員		7番	横山裕一	委員
	8番	戸田雄市	委員		9番	長谷川みどり	委員
	10番	齋藤浩紀	委員		11番	齋藤真徳	委員
	12番	庄司和美	委員		14番	佐藤泰彦	委員

4. 欠席委員(5名)

	4番	菅野仁一	委員		6番	高橋稔	委員
	13番	安部美紀	委員		15番	大浦健一	委員
	16番	菅野誠	委員				

5. 遅刻委員(-名)

なし

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事項

報第55号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について……………	3件
報第56号	農地法第18条第6項の規定による通知について……………	3件
議第111号	農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	2件
議第112号	農地法第3条第1項の規定による賃貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	9件
議第113号	農地法第3条第1項の規定による使用貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	1件

議第114号	住宅（宅地）に隣接または附属する農地の指定申請に対する農業委員会の 認定について……………	2件
議第115号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定 について……………	2件

7. その他の事項

8. 報告事項

9. 農業委員会事務局職員

事務局長	二宮弘明	事務局次長	山口充
農地係長	東條英史	主任	遠藤未貴
主事	齋藤一哉		

10. 会議の概要

事務局長

ただいまより第24回高畠町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、高畠町農業委員会憲章唱和を行います。宇佐美代理、よろしくお願ひいたします。ご起立お願ひいたします。

(高畠町農業委員会憲章唱和)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、山口会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願ひします。

山口会長

今日は大変お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

先ほどは、今回町長選で見事当選いたしました高梨町長がご挨拶を申し上げたところでございます。内容につきましては、農業全般についてはそのとおりだと思っておりますので、ぜひその辺の今後の奮起についていろいろ相談なりをしながら進めていけたらなと思っておりますのでございます。

さて、農業の部分につきましても、ようやく太陽本番ということで今のところ順調に進んでいるように思っているところです。また、果樹関係につきましても昨年とは違って好スタートを切ったということで考えているところでございます。そういった中でございますけれども、やはり年々、貸し借りの関係が出てきています。ましてや、今後の新たな改正によりまして、集積率のアップということで、非常に厳しい数値が目標になろうかなと思っておりますけれども、できる限り今後、取り組んでまいりたいと思っておりますので、その詳細につきましては、後ほどまた勉強会などがあるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひを申し上げたいと思っております。

それでは今日は、今回も総会につきましてよろしくお願ひを申し上げまして、簡単ですけれども、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

事務局長

ありがとうございました。

本日の欠席者の届出について報告をいたします。4番菅野仁一委員、6番

高橋 稔委員、13番安部美紀委員、15番大浦健一委員、16番菅野 誠委員より欠席の届出がありましたので、ご報告をいたします。5名の欠席でございます。したがって、出席委員は16名中11名で定足数に達しております。

それでは、高島町農業委員会総会会議規則第5条第1項により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山口会長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入ります。

まず、日程第1、議事録署名委員の指名についてであります。高島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、3番山田文則委員、5番黒田雅幸委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の東條係長を指名いたします。

議 長

次に、日程第2、会期の決定を行います。  
お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りと決定したいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、会期を本日1日限りと決定いたします。

議 長

次に、日程第3、報第55号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」3件を議題とします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 ただいまの件について、ご報告いたします。

【報第55号を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの件で発言のある方はございますか。

(発言なし)

議 長 特に発言はないようですので、以上で報第55号を終わります。

議 長 次に、日程第4、報第56号「農地法第18条第6項の規定による通知について」3件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・遠藤主任。

番 外 《遠藤主任》 ただいまの件につきまして、ご報告いたします。

【報第56号を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの件で発言のある方ございますか。

(発言なし)

議 長 特に発言はないようですので、以上で報第56号を終わります。

議 長 次に、日程第5、議第111号「農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について」2件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 ただいまの件について、ご説明いたします。

【議第111号を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの説明に関連して、担当地区推進委員より現地調査の報告書が提出されておりますので、事務局の報告を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 申請番号18番について、高梨義崇推進委員より5月19日に現地調査を行い、自己保全されており問題ないとの報告を受けております。

申請番号19番について、山木博一推進委員より5月15日に現地調査を行い、ブドウ栽培されており問題ないとの報告を受けております。

以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。10番。

10番 10番です。

19番の案件なのですが、無償で先ほど説明あったと思うんですが、現地報告でいうとブドウが栽培なされているということなので、この〇〇さんに関してはちょっと私も確認はしていないんですが、ここはまだそのまま引き続きブドウを作るといことですか。それとも更地にするからということなんでしょうかね。その辺ちょっと確認したいんですが。

議 長 事務局、説明を求めます。齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 ただいまの件についてですけれども、今回の圃場につきましては以前から〇〇さんのほうでブドウを作っておりまして、引き続きブド

ウを栽培していくということでした。

以上です。

議 長 無償になったのは荒れ地の整備のためにしたと、既にブドウを作られていると、こういう具合に2段構えで受けるということ。10番。

10番 ちょっと現地も状況がよく分からないんですが、そういうことであれば仕方ないのかなと思います。

議 長 それでは、対価の関係は無償ということで説明があったとおりで、もう何年前か前からもう作られておったのを今回所有権移転するんだという解釈で、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほかございますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第111号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第6、議第112号「農地法第3条第1項の規定による賃貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について」9件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外

《齋藤主事》 ただいまの件について、ご説明いたします。

**【議第112号を議案書をもとに朗読】**

議 長

ただいまの説明に関連して、担当地区推進委員より現地調査の報告書が提出されておりますので、事務局の報告を求めます。・・・齋藤主事。

番 外

《齋藤主事》 申請番号152番について、遠藤真二推進委員より5月16日に現地調査を行い、水稻作付されており問題ないと報告を受けております。

申請番号153番について、高梨義崇推進委員より5月19日に現地調査を行い、ブドウ栽培されており問題ないと報告を受けております。

申請番号154、155番について、新江秀市推進委員より5月18日に現地調査を行い、水稻作付されており問題ないと報告を受けております。

申請番号156番から159番について、山木博一推進委員より5月15日に現地調査を行い、未作付の状態だが、問題ないと報告を受けております。

申請番号160番について、近野元七推進委員及び鈴木重昭推進委員より現地調査を行い、水稻作付されており問題ないと報告を受けております。

以上です。

議 長

以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議 長 　　ただいま議題となっております議第112号について、原案のとおり決定  
するにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 　　異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 　　次に、日程第7、議第113号「農地法第3条第1項の規定による使用  
貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について」1件を議  
題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 　　《齋藤主事》 　　ただいまの件について、ご説明いたします。

【議第113号を議案書をもとに朗読】

議 長 　　ただいまの説明に関連して、担当地区推進委員より現地調査の報告書が提  
出されておりますので、事務局の報告を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 　　《齋藤主事》 　　申請番号6番について、鈴木重昭推進委員より5月17日  
に現地調査を行い、水稻作付、ハウス栽培、一部畑として利用されており問  
題ないとの報告を受けております。

以上です。

議 長 　　以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入りま  
す。質疑の方ございませんか。

ちよっといいですか。誰でもあるだろうけれども、何か空き地に建物建て

ているよね。ああいうやつは転用申請取っているはずだから、事業変更みたいな何かあったのか、この現地調査も田んぼの中に入っているのかどうか、ちょっと確認させてください。事務局の説明を求めます。山口次長。

番 外 《山口次長》 今の会長おっしゃられたのは、〇〇ですよ、最近建てたようなところで。あそこについては、ちょっと確認したんですけども、以前転用申請を取っておりますので、あそこはもう転用申請を取って、しばらく着工までは時間空いたようなんですけども、それで建物を建てておりますので、地目については農地性を既に失っているものということで、今回の農地法3条の使用貸借には含まれておりません。

以上です。

議 長 事業変更も要らないんだっけか。

番 外 《山口次長》 事業変更といいますと農地転用については、当初の申請も倉庫を建てるという申請でしたので、特に変更とかそういったものはなく、今回ようやく着手されたという流れでございます。

議 長 向かいの土地は。〇〇の手前で何か路地入って。（「道路挟んで」の声あり）

暫時休憩。

午後 1時56分 休憩

午後 1時59分 再開

議 長 再開いたします。

齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 会長のおっしゃられた圃場につきましては地目が田んぼと

なっております、自己保全されている状況になっております、今回の使用貸借に含まれております。

以上です。

議長 分かりました。うちらとしては盛土はしているけれども、自己保全ということで理解をします。しかしながら、何か第三者に貸しているようだと、農業者以外にというところもありますので、今後委員会で調査をして適切なご指導をお願いしたいと思います。

そのほか何かありますか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議長 ただいま議題となっております議第113号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第8、議第114号「住宅(宅地)に隣接または附属する農地の指定申請に対する農業委員会の認定について」2件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・東條係長。

番外 《東條係長》 こちらの案件に関しては、今回初めての案件となります。こちらに関しましては、新規就農や遊休農地の解消を図るためにということ

で下限面積の見直しを行って、それで申請が出てきたものになります。令和4年の4月1日から変更しまして、この案件に関しましては2月の農業委員会の総会において協議して決定を受けているものであります。

下限面積の3,000平米は変更ありませんけれども、認定要件としまして、こちらのほうのレジュメのほうに書いております認定要件1から4に該当すれば、こちら1,000平米以下でも取引ができるということになります。

確認します。

認定要件としまして、1、住宅（宅地）に隣接かそれに準じた農地または附属する農地であること。

2、1,000平米以下の農地であること。

3、遊休農地であること、または今後遊休農地になる見込みがあること。

4、周辺の農地や営農に影響を与えないこと。

こちらの4つの要件を満たせば、3,000平米ではなくても売買できるということになります。今回2件出てきたので、ご説明します。

**【議第114号を議案書をもとに朗読】**

議 長

この案件については現地調査が行われておりますので、代表委員より報告願います。2番宇佐美委員。

2 番

5月17日、山口次長、東條係長と、あと高橋委員と共に現地確認しました結果、1番案件、ちょうど宅地になっている部分の住宅がありまして、その向かい側にこのような区画の農地がありまして、現在畑も特に作付はされていない状態で問題ないと見てきました。

あと、2番案件ですけれども、これはちょうど住宅の隣の畑を借りるということで、一応これも現在畑、その隣にちょっと畑をやっていましたけれども、それに合わせてこちらのほうも借りるということで問題ありません。

以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

今回初めてこのような申請が出たということでありますけれども、指定認定をして、その後またその申請人から借りる人の申請をすると、こういう2段階にして進むシステムなんだろうな。その流れがちょっと。局長。

番 外 《二宮局長》 これ1,000平米以下の別段面積の手續、過日の今年の1月、2月と協議いただきましたけれども、まず一旦は土地所有者の方が申請をしていただくと。総会に諮って、ここで議決した後で、あとこの申請人の方に通知を申し上げ、そしてこの地番について、これを告示することにします。この告示した後でありますけれども、今度この農地を買いたい、あるいは借りたいという人を翌月、来月以降の農業委員会の総会で農地法の申請、第3条の申請があつて、そこで改めてまたこの場で審議をしていただくという2段階になります。

以上でございます。

議 長 私はもう一発かなと思つていたけれども。

では、5番、一言。5番、ちょっと。

5 番 いや、今の局長さんの説明で、説明のとおりと私は理解しておりましたけれども、ちょっと分からなかったのは、住宅に隣接かそれに準じた農地または附属する農地であるというのは現在所有者の、これ申請人、所有者ですよ。私は、それを求める人の住宅または宅地に隣接していることが条件だと理解しておりました。農地の所有者の自宅に隣接という解釈ではないと思つていたんですけれども、その辺どうなんでしょうか。

議 長 東條係長。

番 外

《東條係長》 黒田委員のおっしゃるとおりでございます。あくまでもこの農地に隣接する土地の所有者が求められるものということになります。今ちょっと、基本的には今こちらのほうの字限図のほうも添付しております、例えば申請番号1番のほうなんですけれども、北のほうに宅地がありまして、そちらのほうの方とか、もしくはこちらに通作が可能な方が買い求められるということになります。これが認められれば来月以降、3条の許可を出していただくんですけれども、それプラス、買い受ける方に関しましては3年間耕作しますという確約書のほうを頂くということになります。

以上になります。

議 長

5番。

5 番

5番です。

今の説明は分かりましたけれども、だとすれば、その求められる方、買受けとか賃貸借として求められる方の住居がどこにあるのか、その辺表示してもらわないと、この図面の宅地というのは今回求められる方の宅地なんですか。それとも農地の所有者の宅地なんですか。

議 長

東條係長。

番 外

《東條係長》 こちらの隣接の方に関しましては、今回申請人につきましては、あくまでもこの農地の所有者が申請するということになります。今度買い受けられる人へということになるんですけれども、この農地に隣接する方もしくは通作が可能な方ということになりますので、その辺は今の段階では隣接、買受けする予定の方というのはいるんですけれども、必ずしもその方が買受け、その方しか買受けできないということにはならないので、今の段階ではこの隣接の土地の所有者に関しましては、ちょっと出していないということになります。

議 長

5 番。

5 番

だとすれば、1 番の認定要件を満たしているかどうかというのは、買受け予定者が決まっていなれば、認定要件を満たしているかどうかというのは判断できないことになりますよね。判断できないままに、これ認定というのはできないというか、不可能だと思います。

議 長

では、暫時休憩。

午後 2 時 1 0 分 休憩

午後 2 時 1 3 分 再開

議 長

それでは、再開いたします。

ただいまの関連につきまして、初めてのケースということでございますし、今説明があったように、議案提案の中である程度の部分を説明しながら意見を求めると、こうなっていくようにしたいと思いますし、また実際求める方については総会資料でも明確に分かるような資料を添付して、この指定申請に合う方であるということをもって、今後進めてまいりたいと考えております。

以上で、この認定について今回採決をしていきたいと思いますので、皆さんのご意見がなければ採決をしていきたいと思います。

それでは、ただいまの説明の以外に何か確認したいことございましたらば、ご意見をいただきたいと思います。7 番。

7 番

すみません、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけども、要件確認のほうで1 から4 まである中で、一つでも要件が満たさなければ、これは認められないということよろしいのでしょうか。

議 長

東條係長。

番 外 《東條係長》 おっしゃるとおりでございます。1から4、全てが認定要件ということになりますので、一つでも外れれば該当ならないということになります。

議 長 7番。

7 番 すみません、それで4番の件なんですけれども、周辺の農地や営農に影響を与えないことというのは、これは事前に近くの農家の人の意見を聞かなければならないということなんでしょうか。

議 長 東條係長。

番 外 《東條係長》 今の段階ですと、その辺の近隣の農家の方に聞き取りということまでは考えておりませんで、現地の確認した中で影響を与えるかどうかという考えです。その判断に関して悩むような場合に関しましては、周辺の農家さんに確認するということはあるのかなと思います。（「分かりました」の声あり）

議 長 作付する作物についても前段で聞き取っていただきながら、この辺についても求める方に、やたらに影響を与えないようにということで、ご指導もお願いしたいなと思います。

それでは、そのほかございますか。

（質問、意見なし）

議 長 なければ、質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議 長 　　ただいま議題となっております議第114号について、原案のとおり認定  
するにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 　　異議なしと認め、原案のとおり認定いたしました。

議 長 　　次に、日程第9、議第115号「農地法第5条第1項の規定による許可  
申請に対する農業委員会の意見決定について」2件を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。・・・東條係長。

番 外 　　《東條係長》

【議第115号を議案書をもとに朗読】

議 長 　　この案件については現地調査が行われておりますので、代表委員より報告  
を願います。2番宇佐美 仁委員。

2 番 　　同じく5月17日、山口次長、東條係長と高橋委員で現地確認しました。  
特に事前着工等もなく、問題ありませんでした。

議 長 　　以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。  
質疑の方ございませんか。5番。

5 番 　　5番です。

原則許可の第3種農地なので、あまり追及する必要もないと思うんです  
けれども、6番の案件について、その他が転用面積の7割を占めております  
し、7番については5割強くらいその他となっているんですね。必要最低  
限の面積を転用というのが原則だと思うんですけれども、このその他という

のは一体何なんですか。

議 長 東條係長。

番 外 《東條係長》 その他に関しましては、こちらのほうの面積案件に関しましては住宅、カーポートということで面積でも区切っておりまして、雪置場に関しましては原則的に、こちらのほうのおうちを建てる西側のところを雪置場として使用するという申請のほう受けておりまして、その他の面積に関しましては庭的な用途として使用するということになっておりますので、多少面積等はちょっと大きいのかなと思うんですけども、こちらのほうでは許容範囲なのかなということで理解しております。

議 長 5番。

5 番 記入の仕方の問題だとは思いますが、この辺やっぱりその他が、6番については7割も占めているということですので、あまり疑問を持たれないように、例えば通路とか、さっき言った庭木を植える場所とか、その辺うまく書いて、疑問を持たれないように指導していただければと思います。

番 外 《東條係長》 了解いたしました。

議 長 そのほか皆さんからございますか。

(質問、意見なし)

議 長 特にないようですので、質疑を打ち切らせていただきます。

それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第115号について、原案のとおり決定

するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項並びに今後の日程説明に入ります。  
最初に、事務局長。二宮局長。

番 外 《二宮局長》

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、運営委員会委員長報告。8番戸田雄市委員長。

8 番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農地専門委員会委員長報告。10番齋藤浩紀委員長。

10番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農振専門委員会委員長報告。14番佐藤泰彦委員長。

14番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、土地改良区理事報告。3番山田文則理事。

3 番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長

その他ございませんか。

ないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。